

経済マンスリー

[解説]

オランダ下院議会選挙が口火を切った欧州重要選挙の動静

【要旨】

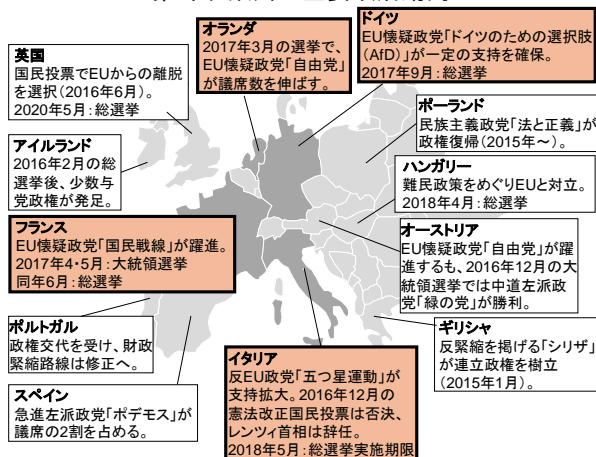
- ◇ 欧州では EU 離脱などを掲げる EU 懐疑派政党が勢力を拡大していることを受け、政治リスクへの警戒が強まっている。3 月 15 日に行われたオランダ下院議会選挙に続き、フランスで 4 月から 6 月にかけて大統領選挙と下院議会選挙が、ドイツで 9 月に連邦議会選挙が予定されている。
- ◇ オランダでは、下院議会選挙で EU 懐疑派政党である自由党が第一党とならなかったことで、同国が EU 離脱に踏み出すというリスクはほぼ無くなったものの、自由党は着実に勢力を拡大している。他方、与党 2 党はいずれも議席を減らしており、今後の連立協議で新政権が移民抑制などのトーンを強める可能性は否定できない。
- ◇ フランスでは、仮に国民戦線のルペン党首が大統領になったとしても、EU 離脱等の公約を実現するためには 6 月に予定されている下院議会選挙で過半数の議席を得なければならない。小選挙区かつ 2 回選挙制のもとでは、国民戦線が法案可決のために必要な過半数の議席を獲得する可能性は極めて低い。
- ◇ ドイツでは、社会民主党がシュルツ氏を党首にし、次回総選挙でメルケル首相の対抗馬としたことが好感されている。
- ◇ イタリアでは、与党・民主党の支持率低下から政治的な停滞と強い不透明感、解散総選挙の時期が流動的な状態がしばらく続く公算が大きい。

1. 欧州の政治情勢

欧州では、EU 離脱などを掲げる EU 懐疑派政党が勢力を拡大していることを受け、政治リスクへの警戒が強まっている。3 月 15 日に行われたオランダ下院議会選挙に続き、フランスで 4 月から 6 月にかけて大統領選挙と下院議会選挙が、ドイツで 9 月に連邦議会選挙がそれぞれ予定されている。イタリアでも議会選挙が 2018 年 5 月までには実施される予定である（第 1 図）。

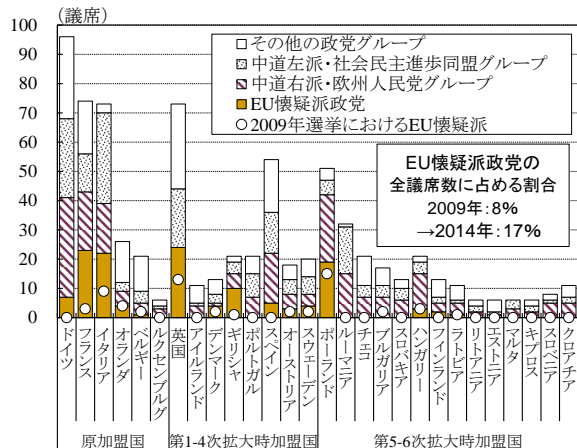
EU 懐疑派政党に注目が集まったのは今回が初めてではない。2014 年に実施された欧州議会選挙では EU に懐疑的な政党の議席数のシェアが 8%から 17%に上昇したのは記憶に新しい（第 2 図）。この時、議席数を伸ばした主な政党は、現在注目を集めているフランスのルペン大統領候補が所属する国民戦線や英国の独立党のほか、債務危機問題により財政緊縮策が実施されたギリシャで反緊縮を唱えるシリザなどである。また、2009 年に発足したイタリアの五つ星運動（M5S）、2013 年発足のドイツのための選択肢（AfD）も新たに議席を獲得した。対して、欧州議会の最大勢力であるキリスト教民主主義系・欧州人民党グループの議席数は減少する結果となっている。

第1図：欧州の主要政治動向



(資料) 各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2図：欧州議会選挙の議席数(2014年選挙後)



(資料) 欧州委員会ホームページより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

各国の下院における EU 懐疑派政党の動向をみると、議席数こそ少ないものの、存在感は次第に増してきている（第 1 表）。欧州議会同様、ドイツの AfD やイタリアの M5S、スペインのポデモスなど反 EU/ユーロを掲げて新たに設立された政党が躍進する動きが目立ち、自国優先主義や排外主義の広まりが懸念される状況である。以下では主要国の状況を個別に見ていく。

第1表：各国下院におけるEU懐疑派政党の議席数の推移

(総議席数に占める割合、%)

| 国名 | 政党名 | 2000年 | | 05年 | | 10年 | | 15年 | | 17年 |
|------------|------------|------------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|
| | | | | | | | | | | |
| 原加盟国 | ドイツ | ドイツのための選択肢 | | | | | | | 0 | - |
| | フランス | 国民戦線 | | 0.2 | 0 | | 0 | 0.3 | | - |
| | イタリア | 五つ星運動 | | | | | | | 17 | |
| | | 北部同盟 | | 9 | 5 | 4 | 10 | | 3 | |
| | オランダ | 自由党 | | | | 6 | | 16 | 10 | 13 |
| ベルギー | フラームス・ベラング | | 10 | | 12 | | 8 | | 9 | |
| 第1、4次拡大加盟国 | 英国 | 独立党 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0.02 |
| | デンマーク | 国民党 | | 7 | 12 | 13 | 14 | 12 | | 21 |
| | ギリシャ | シリザ | | | | 2 | 5 | 4 | 24 | 48 |
| | | 黄金の夜明け | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| | 独立ギリシャ人 | | | | | | | 7 | 3 | |
| | スペイン | ポデモス | | | | | | | 0 | 20 |
| | オーストリア | 自由党 | | 28 | 10 | 11 | 19 | | 22 | |
| | フィンランド | 真正フィン人 | | 1 | 2 | | 3 | 20 | | 19 |
| 第5次拡大加盟国 | スウェーデン | 民主党 | | 0 | 0 | 0 | | 6 | | 14 |
| | ハンガリー | ヨッピク | | | 0 | 0 | | 12 | | 12 |
| | ポーランド | 法と正義 | | 0 | 10 | 34 | 36 | 34 | | 51 |
| | スロバキア | 国民党 | | 9 | 0 | | 13 | 6 | 0 | 10 |
| | ブルガリア | アタッカ | | | | 9 | | 9 | | 10 |
| 愛国戦線 | | | | | | | | 8 | - | |

(注) 議席数は選挙直後。『白』は未設立、色の濃さは割合の高さを、『黒』は過半数以上を示す。
 (資料) 各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. オランダ：EU 離脱へ踏み出す可能性は低いが、現政権への不満が示された

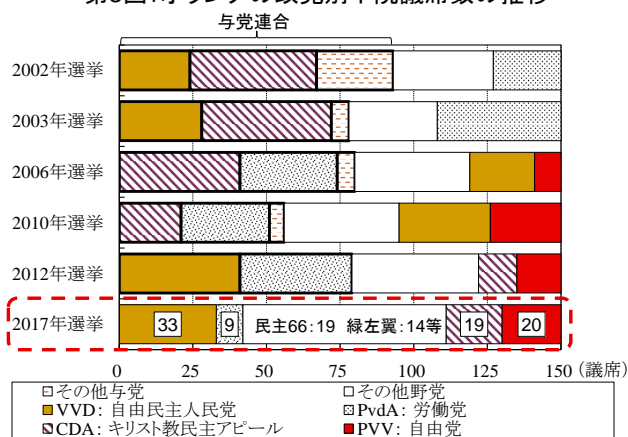
3月15日の下院議会選挙では、EU離脱を公約に掲げた自由党(PVV)が第一党とならなかったことで、EU離脱に踏み出すというリスクはほぼ無くなったものの、PVVは現状から8議席増の20議席を獲得し、着実に勢力を拡大している(第3図)。他方、与党の自由民主人民党(VVD)は第一党を維持したものの、連立を組む労働党とともに議席を減らし、合計で42議席にとどまった。現与党不支持に転じた票は、民主66や緑左翼(グリーンレフト)にも流れた。選挙の最終局面で、政府が移民の約1割の出身国であるトルコへの強硬姿勢を示したことが政権与党であるVVDの支持回復に繋がったとの指摘もあり、今後の連立協議次第では、新政権が移民抑制などのトーンを強める可能性は否定できない。

今回の結果から、議会で過半数となるためには4党以上の連立が必要となる見込みであり、議席数のみをみれば自由党の連立政権入りが考えられるところである。ただし、自由党党首であるウィルダース氏は、モロッコ系移民への発言で「差別を扇動した罪」に問われ有罪判決を受けるほどの極端な反イスラム思想の持ち主であるほか、2005年のEUの憲法条約(欧州のための憲法を制定する条約)批准(注1)に関する国民投票の際、トルコのEU加盟の脅威やEUの官僚的な体制、当時の政権への批判を武器に反対運動を展開し、約8割の下院議員が賛成していた状況下で国民投票を否決へ導いたこともあり、既成政党とは一線を画している。既成政党が自由党とは連立を組まない選挙後に明言したとの報道があることから、既成政党が自由党との連立を模索する可能性はほとんど無いとみてよからう。

(注1) EUの憲法条約は、フランスでも批准に関する国民投票が否決されたため、現在も制定はされていないが、2009年12月にEU憲法(草案)に盛り込まれた改革案を加え、既存条約を改定する形で発効されたリスボン条約が憲法の役割を果たしているとされている。

戦後のオランダ政治においては1党単独で政権を運営したことは無く、多極共存・合意型民主制の政治システムであるため、連立協議自体は珍しくない。実際、戦後で4党以上の連立は9例ある（第2表）。ただし、近年（2002年以降）では、2~3党の連立となっていることやVVDの議席減少などを踏まえれば連立協議が長期化する可能性を見ておく必要がありそうだ。なお、戦後で最長の連立協議期間は5.4ヵ月（1972年）である。

第3図：オランダの政党別下院議席数の推移



(注)太枠は与党連合。
(資料)オランダ議会政治情報センター資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2表：下院選挙後の連立協議・存続期間

| 戦後（1946年以降） | | | |
|-------------|-------------|-------------------|-----------------|
| 4党以上の連立政権 | | | |
| 選挙年 | 連立政党数 | 連立協議期間 | 存続期間 |
| 1971年 | 5党 | 2.3ヵ月 | 2年 |
| 1948年 | 4党 | 1.0ヵ月 | 3年 |
| 1951年 | | 1.5ヵ月 | 1年 |
| 1952年 | | 2.3ヵ月 | 4年 |
| 1956年 | | 4.1ヵ月 | 2年 |
| 1959年 | | 2.3ヵ月 | 4年 |
| 1963年 | | 2.3ヵ月 | 2年 |
| 1967年 | | 1.6ヵ月 | 4年 |
| 1972年 | | 5.4ヵ月 | 4年 |
| 2002年以降 | | | |
| 連立政党数 | 平均 | 連立協議期間 | 存続期間 |
| 2~3党 | 平均 最短~最長 | 約3ヵ月 1.8~4.2ヵ月 | 約2年8ヵ月 半年~4年 |

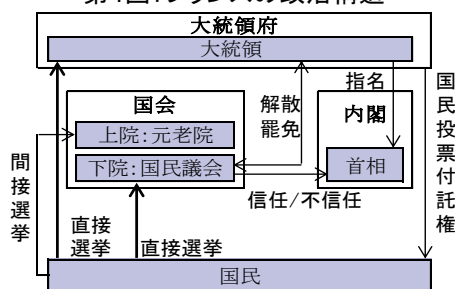
(資料)オランダ議会政治情報センター資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. フランス：ルペン党首の公約とフランスの大統領制

EUの行先を占う選挙はフランスでも予定されており、まずは4月から5月にかけて大統領選が実施される。現在の有力な大統領候補は4名で、国民戦線のルペン党首、社会党出身ながら現在は独立しているマクロン氏、現与党・社会党のアモン氏に加え、共和党のフィヨン氏である。最近の世論調査では、2回投票制のうち第1回投票で、ルペン党首が首位となりマクロン氏が次席となった後、決選投票でマクロン氏が勝利するという見通しが示されているが、昨年のBrexitや米国大統領選で世論調査と結果が相反したことから、ルペン大統領誕生のテールリスクに注目が集まっている。

フランスの政治構造は半大統領制といわれており、大統領は外交と国防を主に担い、首相は内政を担うシステムとなっている（第4図）。大統領令が重要な政策手段である米国の大統領とは権限が異なり、フランスでは大統領令の発令はもとより法案の拒否権はなく、法案の再審議要請も首相の副署が必要である（第3表）。首相は大統領が指名するが、下院の信任が必要とされるため近年は下院の第一党から選出されてきた。大統領には非常事態宣言や国民投票の実施などの権限はあるものの、議会による大統領の罷免手続きもあることから議会の意向に大きく左右されるシステムといえよう。

第4図：フランスの政治構造



(注)『国民投票付託権』は、憲法第11条に基づくもので、「法律案」の賛否を問う国民投票。
 (資料)フランス国民議会ホームページ等より
 三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第3表：フランスと米国の大統領権限の比較

| フランス | 項目 | 米国 |
|--------------------------|-------------|------------------------------|
| 半大統領制 | 制度 | 大統領制 |
| 5年(2期を限度) | 任期 | 4年(2期を限度) |
| 直接選挙 | 選挙制度 | 間接選挙 |
| × | 大統領令 | ○ |
| × | 法案の拒否権 | ○ (覆すには両議院で3分の2以上の賛成が必要) |
| ○ (首相の副署が必要) | 法案の再審議要請 | ○ |
| ○ (下院の承認が必要) | 下院の解散権 | × |
| ○ (上院の承認が必要) | 首相/閣僚人事への関与 | ○ |
| 法案審議を通じて | 予算への関与 | 予算教書を通じた勧告 |
| ○ (両議院は要件具備審査の申立が可能) | 非常事態宣言 | × |
| ○ (憲法改正を問うには議会の承認が必要) | 国民投票の実施 | × |
| 両議院の3分の2以上の賛成で罷免 | 議会による罷免 | 下院の過半数が訴追可決後、上院の3分の2以上の賛成で罷免 |

(資料)フランス国民議会ホームページ、国立国会図書館調査及び立法考査局 資料等より
 三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

ルペン党首が掲げた公約に示された「EU 離脱」も実現の可能性という意味では議会の意向次第という点で例外ではない。そもそも「EU 離脱」にはフランスが EU の一員である旨を定めた憲法第 88 条を改正する必要があるため、「EU 離脱」とは憲法を改正することに他ならない。そして憲法を改正するためには、原則^(注 2) 憲法第 89 条の定めに基づき上下院の過半数による議決の後、国民投票に付託し有効投票の過半数を得るか、両院合同会議(コングレス)で5分の3以上の賛成が必要である(第4表)。したがって、当該公約を実現するためには、一定以上の議会の支持が必要であり、6月の議会選挙でも相当程度議席数を伸ばさなくてはならないが、2回投票の小選挙区制を採るフランスの議会選挙において少数政党が議席を伸ばす難易度は高い。実際 2012年の前回選挙で国民戦線の得票率は14%を占めたものの、577議席中2議席の獲得に止まったことを踏まえると、仮に大統領に当選したとしてもルペン党首の公約の実現性は低いと考えられる。

(注 2) なお過去には例外的に、憲法第 11 条(大統領の国民投票付託権に関する規定)に基づき議会を介さずに国民投票を実施し、憲法改正が実施された事例がある。これは当時のシャルル・ド・ゴール大統領が 1962 年に行ったもので、憲法に定めのある大統領選挙制度を直接選挙制へ変更するという内容を法律案として盛り込んだ「普通選挙による大統領選出に関する法律案」等を国民投票にかけたものである(当時、その合憲性について議論が行われた経緯にある)。

第4表：ルペン党首が掲げる主要な公約とフランスのEU離脱プロセス

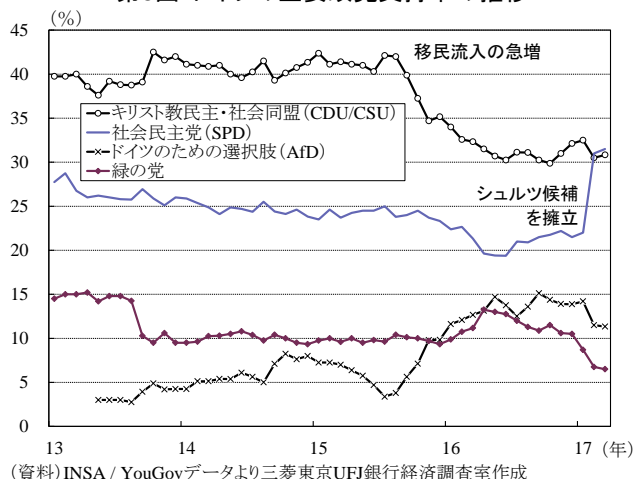
| 主要な公約 | | EU 離脱 |
|-----------------------|---------------------------|--|
| 外交・国防 | EU 離脱 | EU の一員である旨を定めた憲法第 88 条を改正する必要 ↓ 憲法改正手続き |
| | NATO からの離脱 | |
| 内政 | 自由貿易協定の拒絶 シェンゲン協定からの離脱 | 憲法第 89 条(①か②のいずれか) ① 上院と下院で各々審議・過半数で議決された後、国民投票に付託(有効投票の過半数で可決)。 ② 両院合同会議(コングレス)で5分の3以上の賛成。 |
| | 防衛費増強 | |
| | EU 離脱を問う国民投票の実施 | |
| | 財政政策 | |
| | 中小企業を中心とした法人税減税 | |
| | 中小企業の給与税の削減 | |
| | EU 関連予算削減による財政再建 | |
| 低所得者への支給金付与 | | |
| 選挙制度・憲法改正 | | |
| 議会議席定数を削減 | | |
| ボーナス議席付き比例代表制への選挙制度改革 | | |
| 国民投票制度の改正 | | |

(資料) 国民戦線・フランス国民議会ホームページ等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. ドイツ：シュルツ元欧州議会議長の首相就任に期待が高まる

9月に連邦議会選挙が予定されているドイツでは、EU懐疑派の新興政党であるAfDの支持率が頭打ちとなっている（第5図）。現在の与党であるキリスト教民主・社会同盟が強固な支持を有することや、社会民主党（SPD）が有力な首相候補を党首に据えたことなどが背景にあるとみられる。SPDが擁立したシュルツ候補は、メルケル首相とは対照的に庶民派で親しみ易さを持っているとされており（第5表）、長期化するメルケル体制からの変化を望む層の支持を取り付けている可能性が指摘されている。シュルツ氏は、欧州議会議長を5年務め、2014年の欧州議会選挙の際には、EU懐疑派の躍進を受け「EU懐疑論やポピュリズムの流れに（向き合うことを）諦めていない」と発言し、一つの欧州への志向を強く持ちつつギリシャなど南欧諸国との関係改善などに尽力した経験もある。連邦議会選挙で現与党が敗北するリスクは小さいものの、首相が交代する可能性については相応にあるとみておくべきであろう。

第5図：ドイツの主要政党支持率の推移



第5表：メルケル首相とシュルツ氏の人物像

| メルケル首相 | 項目 | シュルツ氏 |
|---|---------------|--|
|  | |  |
| キリスト教民主同盟 (CDU) | 所属政党 | 社会民主党 (SPD) |
| 1989年 35歳 | 入党年 入党時の年齢 | 1974年 19歳 |
| 物理学で博士号 | 最終学歴 | 中学校 |
| 父：牧師 母：語学教師 | 両親の職業 | 父：警察官 母：主婦 |
| 夫 | 現在の家族構成 | 妻・子供 |
| 独首相 (2005年11月～) | 主な職歴 | 欧州議会議長 (2012年1月～ 2017年1月) |

(資料)メルケル首相、欧州議会ホームページ、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

5. イタリア：ポピュリズム政権誕生は回避されるか

イタリアの政治制度は、上下両院の権限が対等であることに加え、議会が上下院ともに少数与党となっていることから政治的な停滞が発生し易い。与党はこうした構造を変えるべく長年尽力しているが、未だ成し遂げていない。少数与党問題については、2015年7月に当時のレンツィ政権が40%以上の得票率を得る党に54%の議席を配分するという下院のプレミアム議席制度^(注3)を導入し、それを以て最大与党である民主党は早期解散・総選挙の実施で当該少数与党問題の解消を図ろうとした。また、両院の対等な権限に関しては、2016年12月に当時のレンツィ首相が自身の進退をかけて上院の権限を縮小することを主目的とした憲法改正の国民投票実施を主導した。しかし、結果として否決され、下院のプレミアム議席制度についても施行後、汚職問題の表面化などを背景に民主党の支持率が徐々に低下したことから、解散・総選挙の時期が見合わされている状況である。さらに、今年3月に入ってから支持率が民主党を上回り始めた新興政党・五つ星運動が、

この制度を利用して過半数の議席を取る可能性が取り沙汰されるに至っている。五つ星運動は、経済の低成長・高失業・財政問題・汚職問題の表面化を背景に支持を拡大するポピュリズムの要素が強い政党である（第6表）。イプソス・モリの世論調査では、イタリアでは現状を打開するために強いリーダーを求める声や、政府が国民の生活改善を意識した政策運営をしていないとの不満が相対的に強く示されており（第6図）、現政権への強い不満が五つ星運動の支持拡大に繋がっていると推察される。イタリアの政治的な停滞と強い不透明感、解散・総選挙の時期が流動的な状態は、道半ばの政治改革とともに今しばらく続く公算が大きい。

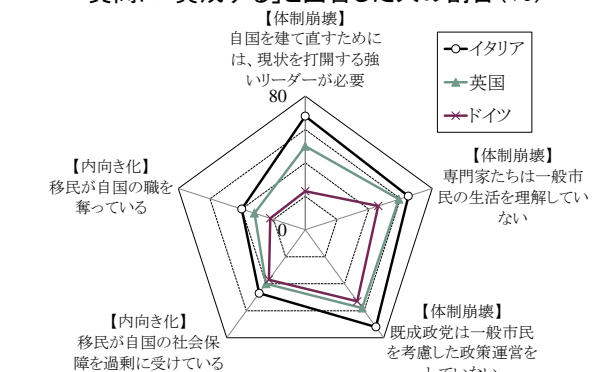
（注3）プレミアム議席制度は、通称 *Italicum* という選挙制度の一部で、40%以上の票を集めた党がない場合の決選投票制度や、3%未満の得票率の政党は議席が配分されない阻止条項などを含む。2015年7月から施行されたが2017年1月には、下院のボーナス選挙制度の決選投票制の部分に違憲判決が下った。

第6表：五つ星運動の概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 既成政治や汚職・腐敗に対する批判により支持を拡大 | |
| 五つ星は、水資源、交通インフラ、経済発展、デジタル化、環境を示す | |
| 党首： | ベッペ・グリッロ(Beppe Grillo) 我々はポピュリスト(Siamo populisti veri.)と言及 高校卒業後、コメディアンとなる 政治を風刺したコメディなどを演じる |
| 2009年 | コメディアンであるベッペ・グリッロ氏と、IT事業家のジャンロベルト・カザレージョ氏が創設 |
| 2010 ～2012年 | 統一地方選挙などで支持を拡大し、2012年には擁立候補者が初当選を果たす |
| 2013年 | 総選挙：下院で過半数を下回る第一党、上院で第二党となるも、連立はしないというイデオロギーから与党とはならず |
| 2014年 | 欧州議会選挙で議席数を拡大 |
| 2016年 | ローマ市長にヴァルジニア・ラッジ氏が、トリノ市長にキアラ・アッペンディーノ氏が当選 |

（資料）各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第6図：EU主要国における内向き化・体制崩壊に関する質問に「賛成する」と回答した人の割合（%）



（注）『賛成する』は、「大いに賛成する」と、「概ね賛成する」との回答の合計。
（資料）Ipsosmoriアンケート調査（2016年10月21日～11月4日実施）より
三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

以上

（平成29年3月23日 前原 佑香 yuka_maehara@mufg.jp）

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。